本ガイドラインで取り上げた典型的な事例のほか、より具体的な事例は「個人情報保護ガイドライン等に関するQ＆A」で取り上げる。ただし、同Q＆Aの事例も、すべての事例を網羅することを目的とするものではなく、実際には個別事案ごとの検討が必要となる。

同Q＆Aは、経済産業省ホームページの「個人情報保護」のページ中に掲載され、随時更新する予定である。

（経済産業省ホームページの「個人情報保護」のページ）

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/index.html

別添

クレジットカード情報を含む個人情報の取扱いについて

クレジットカード情報（カード番号、有効期限等）を含む個人情報（以下「クレジットカード情報等」という。）は、情報が漏えいした場合、クレジットカード情報等の不正使用によるなりすまし購入などの二次被害が発生する可能性が高いため、クレジットカード会社のほか、クレジットカード決済を利用した販売等を行う事業者及びクレジットカード決済を利用した販売等に係る業務を行う事業者並びにこれら事業者からクレジットカード情報等の取扱いを伴う業務の委託を受けている事業者（以下「クレジット販売関係事業者等」という。）は、クレジットカード情報等の安全管理措置として、特に以下の措置を講じることが望ましい。

また、個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去６か月以内のいずれの日においても5000人を超えない者であっても、クレジット販売関係事業者等であれば、クレジットカード情報等の保護の観点から、以下の措置を講じることも含め、本ガイドラインに規定されている事項を遵守することが望ましい。

なお、クレジットカード会社は「経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン（平成16年経済産業省告示第436号）」に定めがある場合には、その例による。

①クレジットカード情報等について特に講じることが望ましい安全管理措置の実施

②クレジットカード情報等の保護に関する規定を含む契約の締結

③クレジットカード情報等を直接取得する場合のクレジットカード情報等の提供先名等の通知又は公表

【各項目を実践するために講じることが望まれる手法の例示】

①クレジットカード情報等について特に講じることが望ましい安全管理措置の実施

・クレジットカード情報等について、利用目的の達成に必要最小限の範囲の保存期間を設定し、保存場所を限定し、保存期間経過後適切かつ速やかに破棄

・クレジット売上伝票に記載されるクレジットカード番号を一部非表示化

・クレジットカード読取端末からのクレジットカード情報等の漏えい防止措置を実施（例えば、クレジットカード読取端末にはスキミング防止のためのセキュリティ機能（漏えい防止措置等）を搭載する等）

・クレジットカード情報等を移送・送信する際に最良の技術的方法を採用

・他のクレジットカード販売関係事業者等に対してクレジットカード情報等が含まれる個人情報データベース等へのアクセスを許容している場合においてアクセス監視等のモニタリングを実施

②クレジットカード情報等の保護に関する規定を含む契約の締結

・クレジットカード情報等を取り扱う業務に係る契約の締結の際に、クレジットカード情報等の保護に関する規定を設定（例えば、クレジットカード情報等の保護の観点から情報提供を求める旨の規定や、クレジットカード情報等の取扱いが不適切なことが明らかな場合において当該情報を取り扱う業務の是正を求めることや当該業務に係る契約を解除する旨の規定を設定）

③クレジットカード情報等を直接取得する場合のクレジットカード情報等の提供先名等の通知又は公表

・インターネット取引においてクレジットカード情報等を本人から直接取得するなど、クレジットカード情報等を本人から直接取得する場合、法第18条各項の規定に基づき、本人に利用目的を明示又は通知若しくは公表するほか、クレジットカード情報等の取得者名、提供先名、保存期間等を通知又は公表

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第三百十号

経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン（平成十六年経済産業省告示第四百三十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月九日　　経済産業大臣　直嶋　正行

Ⅰ中「基本方針」の下に「（平成20年4月一部変更）」を加える。

Ⅱの1の(3-2)中「割賦購入あっせん」を「包括信用購入あっせん、同条第4項に規定する個別信用購入あっせん」に改める。

Ⅱの1の⑽中「経済産業分野ガイドラインⅡ．⑽」を「経済産業分野ガイドライン2―1―10．」に改める。

Ⅱの2の(2)の①中「以下の事項の他は」及び「第三者から個人情報を取得するに際しては、本人の利益の不当な侵害を行ってはならず、情報の不正取得等の不当な行為を行っている第三者から、当該情報が漏えいされた情報であること等を知った上で個人情報を取得することはしないこととする。」を削る。

Ⅱの2の(2)の③中「経済産業分野ガイドラインⅡ．2．(2)③」を「経済産業分野ガイドライン2―2．(3)」に改める。

Ⅱの2の(3)の2)中「与信事業者等は、その取り扱う」の前に次のように加える。

以下の事項の他は経済産業分野ガイドラインの例による。

Ⅱの2の(3)の2)中「1．(4)※電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについて」を「経済産業分野ガイドライン2―1―4．「※電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについて」」に改め、「

【必要かつ適切な安全管理措置を講じているとはいえない場合の例】
〔経済産業分野ガイドラインの例による。〕

」を削る。

Ⅱの2の(3)の2)の「■組織的安全管理措置」②中「経済産業分野ガイドラインⅡ2．(3)2)」を「経済産業分野ガイドライン2―2―3―2．」に改め、「望まれる事項」の下に「の例」を加える。

Ⅱの2の(3)の2)の「■組織的安全管理措置」⑩中「漏洩」を「漏えい」に改める。

Ⅱの2の(3)の3)中①の前に次のように加える。

以下の事項の他は経済産業分野ガイドラインの例による。

Ⅱの2の(3)の3)中「【従業者に対して必要かつ適切な監督を行っていない場合】経済産業分野ガイドラインの例による。【従業者のモニタリングを実施する上での留意点】経済産業分野ガイドラインの例による。」を削る。

Ⅱの2の(3)の4)中①の前に次のように加える。

以下の事項の他は経済産業分野ガイドラインの例による。

Ⅱの2の(3)の4)の①中「事業者」を「与信事業者等」に改める。

Ⅱの2の(3)の4)の②及び③中「委託者」を「委託元」に、「受託者」を「委託先」に改め、③中「※なお、優越的地位にある者が委託者の場合、委託先に不当な負担を課すことがあってはならない。また、委託者が受託者について「必要かつ適切な監督」を行っていない場合で、受託者が再委託をした際に、再委託先が適切といえない取扱いを行ったことにより、何らかの問題が生じた場合は、元の委託者がその責めを負うことがあり得るので、再委託する場合は注意を要する。【受託者に必要かつ適切な監督を行っていない場合】経済産業分野ガイドラインの例による。」を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。